

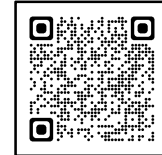
薬局開設者を変更する際の手続きについて

旧開設者が
開局中

(新しい開設者が申請者)

①事前相談：保健所（薬局関係）、関東信越厚生局前橋事務所（保険薬局関係）等

②許可申請：必要な書類をそろえて、申請書類を提出



[申請書様式](#)
(群馬県HP)

③実地調査

④許可（許可証交付）

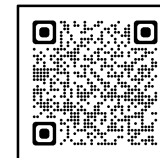
16日
(目安)

廃止

新しい開設者が
開局中

(旧開設者が届出者)

⑤旧開設者の許可の廃止（廃止届）：廃止後30日以内に届出



[届出書様式](#)
(群馬県HP)

※薬局の許可以外に、麻薬、覚醒剤原料等の手続きもあるため、注意が必要！！

麻薬小売業者を変更する際の手続きについて

旧開設者が
開局中

(新しい開設者が申請者)

- ①免許申請：必要な書類をそろえて、申請書類を提出
- ②免許（免許証交付）



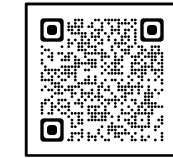
[申請書様式](#)
(群馬県HP)

廃止

新しい開設者が
開局中

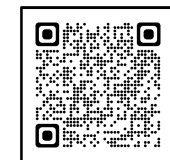
(旧開設者が届出者)

- ③旧小売業者の免許の廃止（業務廃止届）：廃止後 **15日**以内に届出



[届出書様式](#)
(群馬県HP)

- ④旧小売業者の麻薬の在庫数量の届出（残余数量届）：廃止後 **15日**以内に届出



[届出書様式](#)
(群馬県HP)

※**在庫がない場合**も届出の必要があるので、注意！！

- ⑤旧小売業者が新しい小売業者に譲渡した麻薬の届出（麻薬譲渡届）：譲渡後 **15日**以内に届出



[届出書様式](#)
(群馬県HP)

※③～⑤をセットにして届出（麻薬の残余が無い場合は、③④のみ）。
※薬局を完全に閉局する場合、⑤の代わりに「麻薬廃棄届」の場合がある。

薬局等を廃止する際の 覚醒剤原料に手続きについて

廃止

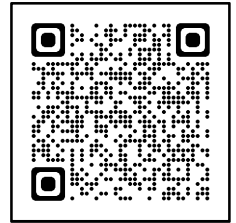
(旧開設者が報告(届出)者)

①覚醒剤原料の数量を報告する(所有数量報告書) : 廃止後 **15日**以内に報告

※**残薬がない場合**も報告の必要があるので、注意!!

②覚醒剤原料の譲渡を報告する(譲渡報告書) : 廃止後 **30日**以内に譲渡

③処分したい覚醒剤原料の数量を届け出る(処分届出書) : ②に該当しない場合



[様式一覧](#)
(群馬県HP)

※①②をセットにして報告する(残薬がない場合、①のみ)。

※薬局を完全に閉局する場合、②の代わりに③の場合がある。

(参考) 保険薬局又は各種公費負担の手続き窓口

(藤岡管内)

手続きの種類		窓 口	住 所	連絡先 (電話)	リンク先
保険薬局・保険薬剤師		厚生労働省関東信越厚生局 群馬事務所	前橋市表町2丁目2-6 前橋ファースト ビルディング7階	027-896-0488	 厚生局HP
生活保護法 指定医療機関	藤岡市	藤岡市福祉事務所	藤岡市中栗須327	0274-22-1211	 群馬県HP
	上野村 神流町	富岡保健福祉事務所	富岡市田島343-1	0274-62-1541	
感染症（結核）指定医療機関		藤岡保健福祉事務所 保健係	藤岡市下戸塚2-5	027-22-1420	 群馬県HP
被爆者一般疾病医療機関		群馬県庁 感染症・がん疾病対策課 疾病対策係 原爆被爆者援護担当	前橋市大手町1-1-1	027-226-2601	 群馬県HP
特定医療（指定難病）における 指定医療機関 ※小児慢性特定疾病制度を含む		群馬県庁 感染症・がん疾病対策課 疾病対策係	前橋市大手町1-1-1	027-226-2611	 群馬県HP
指定自立支援 医療機関	精神通院	群馬県庁 障害政策課 精神保健室	前橋市大手町1-1-1	027-226-2640	 群馬県HP
	更生・育成	群馬県庁 障害政策課 支援調整係		027-226-2636	